

Ⅲ 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携 A-まちづくりにおける地域連携の推進

「定住自立圏の形成の促進」

【施策の概要】

人口5万人程度以上の市を中心として、2009年度から、市町村が連携して相互に役割分担しつつ圏域の生活関連機能を維持・向上させ、人口のダム機能を果たすことを目的とする定住自立圏の取組が行われてきた。

この定住自立圏については、その果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築する。

■ 定住自立圏の協定締結等圏域数: 140圏域を目指す(2015年10月時点95圏域)

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-A-② 定住自立圏の形成の促進

(略) 定住自立圏の形成等を引き続き推進するため、人口の観点を含めこれまでの定住自立圏の取組成果について再検証を行い、その結果を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。

これらを通じ、2020年には定住自立圏の協定締結等圏域数を140圏域とすることを目指すとともに、地方公共団体自らは、圏域の特性も踏まえ、生活関連機能・雇用・人口に関する成果目標を設定することとする。

※付属文書 アクションプラン(個別施策工程表)(抄)

(4)-(ア)-A-② 定住自立圏の形成の促進

	2015年度まで	2016年度以降(2019年度まで)
取組内容	○95圏域において定住自立圏を形成(2015年10月時点) ○中心市及び近隣市町村に対する財政措置の充実 ○これまでの取組について、人口の観点を含め取組成果についての再検証を実施	○取組成果の再検証を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組に対する支援策を検討・実施
2020年KPI (成果目標)	○定住自立圏の協定締結等圏域: 140圏域を目指す(2015年10月 95圏域) ※現行制度を前提 ○地方公共団体自らは、圏域の特性を踏まえ、生活関連機能・雇用・人口に関する成果目標を設定	

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
地方行政分野における改革	通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会							
	<p><b>&lt;⑫公共サービスの広域化&gt;</b></p> <p>○連携中枢都市圏の形成促進等</p> <p>連携中枢都市圏制度開始(2015年1月～)                      ※各地方公共団体が作成する「地方版総合戦略」を踏まえ、形成数のKPIを設定</p> <p>■地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とする。連携中枢都市圏を全国展開するため、圏域の形成に向けた取組を支援</p> <p>圏域の形成について、以下の取組等を通じ推進                      ・圏域形成の検討のために必要な経費について国費で助成(2016年度概算要求2.2億円)                      ・各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供</p> <p>左記KPIを踏まえ、圏域の形成を推進</p> <p>2018年度に、これまでの圏域形成に関する取組状況について、検証を行う。この検証を踏まえつつ、KPI達成に向けた取組を推進</p> <p>(注)現在の連携中枢都市(圏)の要件                      (1)地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)であって、                      (2)昼夜間人口比率概ね1以上を満たす都市を中心とする圏域</p> <p>「連携中枢都市圏」の形成数                      【2015年度に目標圏域数を設定】</p> <p>・社会人口増減など                      (事後的に検証する指標)</p>							
	<p>○定住自立圏の形成促進等</p> <p>定住自立圏制度開始(2009年4月)</p> <p>■中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として生活に必要な都市機能(行政サービス・民間サービス等)を確保することを目的とする。各圏域の取組を支援するとともに、新たな圏域の形成を推進</p> <p>新たな圏域の形成を推進                      2015年度中に実施する取組成果の再検証の結果を踏まえ、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築</p> <p>左記の新たな仕組みにより、取組を推進</p> <p>(注)定住自立圏における中心市の要件                      (1)地方圏の市(人口5万程度以上)であって、(2)昼夜間人口比率1以上を満たすこと</p> <p>「定住自立圏」の協定締結等圏域数                      【2020年度までに140圏域】</p>							
	《総務省自治行政局・地域力創造グループ》							